

## 議事録及び傍聴について（案）

## 1 議事録について

- ・運営会議の会議及びその議事録は、ホームページにて公開とする。ただし、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- ・議事録については要録とし、下記事項を記録する。
  - (1)会議の日時及び場所
  - (2)出席委員の氏名
  - (3)議事の件名及び概要並びに主な意見
  - (4)前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

## 2 傍聴について

- ・傍聴人の定数は原則5人とする。
- ・運営会議執行上支障があると認める者は、傍聴席に入ることができない。
- ・傍聴人は、議事の妨害及び会議の秩序を乱す行為をしないこと。また、特別に許可を得た者以外は撮影・録音等をしてはならない。
- ・傍聴人は、運営会議を非公開とする議決があった場合は速やかに退場するとともに、すべて係員の指示に従い、これらの規定に違反したときは、傍聴人を退場させることができる。